

用途地域内の建築物の用途制限

資料-1

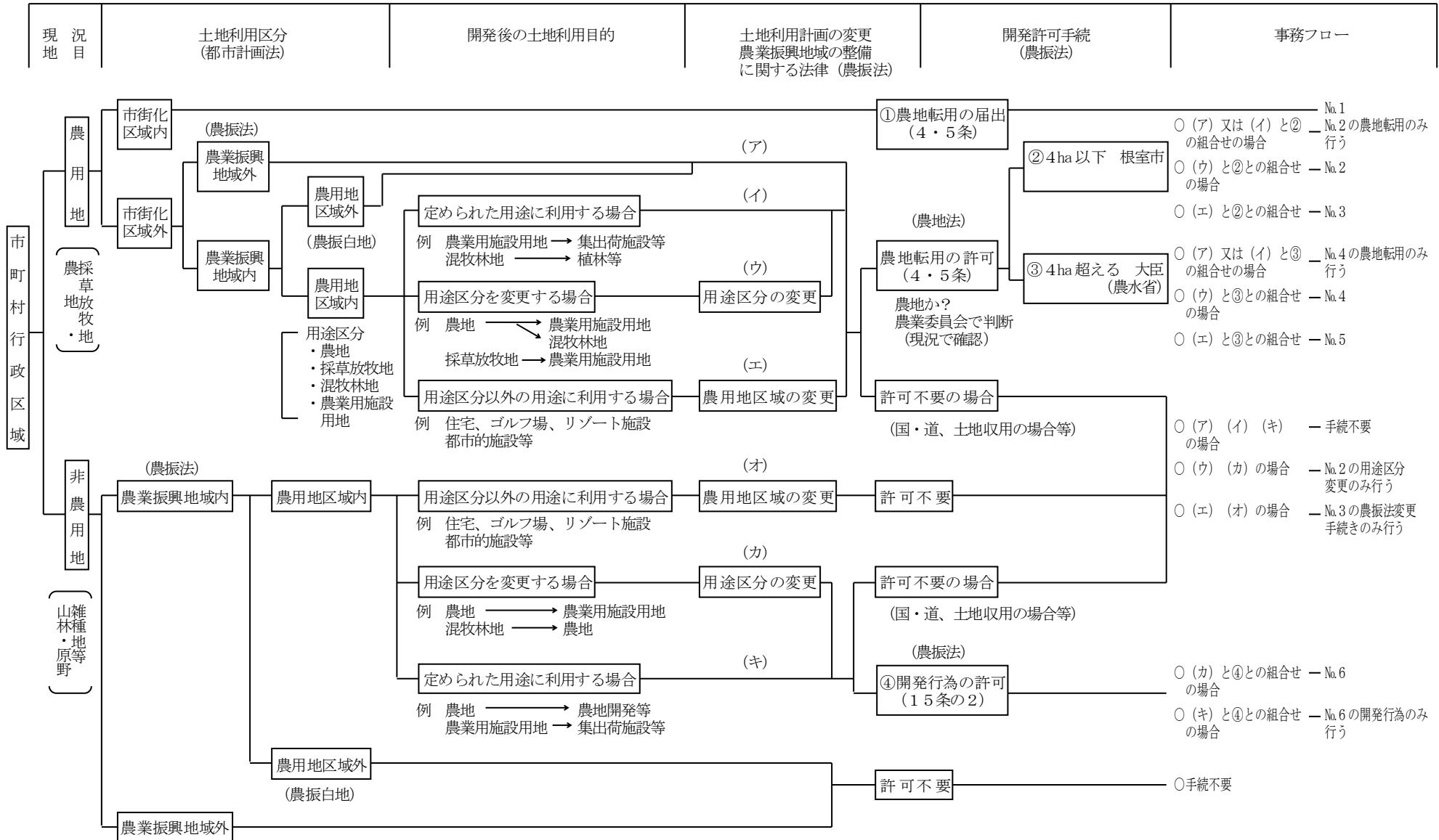
(建築住宅課所管)

建築物の用途制限	用途地域												用途地域の制定のない区域	備考
	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住宅地	近隣商業地	商業地	準工業地	工業地	工業専用地域		
○ 建てられる用途	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
□ 建てられない用途	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
①、②、③、④、⑤、▲ 面積、階数等の制限あり	①、②、③、④、⑤、▲	①、②、③、④、⑤、▲	①、②、③、④、⑤、▲	①、②、③、④、⑤、▲	①、②、③、④、⑤、▲	①、②、③、④、⑤、▲	①、②、③、④、⑤、▲	①、②、③、④、⑤、▲	①、②、③、④、⑤、▲	①、②、③、④、⑤、▲	①、②、③、④、⑤、▲	①、②、③、④、⑤、▲	①、②、③、④、⑤、▲	①、②、③、④、⑤、▲
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兼用住宅で、非住宅部分が50m ² 以下かつ建築物の延べ面積の2分の1以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等の床面積が、150m ² 以下のもの		①	②	③	○	○	○	①	○	○	○	○	④	○
店舗等の床面積が、150m ² を超え、500m ² 以下のもの		②	③	○	○	○	⑤	○	○	○	○	○	④	○
店舗等の床面積が、500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの			③	○	○	○		○	○	○	○	○	④	○
店舗等の床面積が、1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの				○	○	○		○	○	○	○	○	④	○
店舗等の床面積が、3,000m ² を超えるもの					○	○		○	○	○	○	○	④	○
店舗等の床面積が、3,000m ² を超えるもの						○		○	○	○	○	○		
事務所等の床面積が、150m ² 以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が、150m ² を超え、500m ² 以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が、500m ² を超え、1,500m ² 以下のもの					▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が、1,500m ² を超え、3,000m ² 以下のもの						○	○	○	○	○	○	○	○	○
事務所等の床面積が、3,000m ² を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○	○	○
ホテル、旅館					▲	○	○		○	○	○	○	○	○
遊戲施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000m ² 以下
カラオケボックス等					▲	▲		○	○	○	○	▲	▲	▲ 10,000m ² 以下
麻雀屋、ばらんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等					▲	▲		○	○	○	▲		▲	▲ 10,000m ² 以下
劇場、映画館、演芸場、観覧場、ナイトクラブ						①		○	○	○			②	
キャバレー等、個室付浴場等								○	▲			○	▲	個室付浴場等以外
公共施設・病院・学校等	公会堂・集会所	③	③	③	①	②	○	○	③	○	○	○	○	○
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等				○	○	○	○	○		○	○	○		
図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
巡回派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院					○	○	○	○	○	○	○	○		
公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、福祉ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 600m ² 以下
自動車教習所					▲	○	○		○	○	○	○	○	▲ 3,000m ² 以下
工場・倉庫等	単独自動車車庫(附属車庫を除く)				▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	▲ 300m ² 以下かつ2階以下
建築物附属自動車車庫	①	①	②	②	③	③	○	①	○	○	○	○	○	○
一般用倉庫	×	×	×	①	②	○	○	③	○	○	○	○	○	○
倉庫業倉庫							○	※2	○	○	○	○	○	○
畜舎(15m ² を超えるもの)					▲	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 3,000m ² 以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、呉服屋、道具屋、自動車店等で作業場の床面積が50m ² 以下	▲	▲	▲	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	▲ 2階以下かつ原動機の出力が0.75kW以下
危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場				①	①	①	※2	②	②	○	○	○	○	○
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場							※2	②	②	○	○	○	○	○
危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場							※2			○	○	○	○	
危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場							※2			○	○	○	○	
自動車修理工場						①	①	②	③	③	○	○	○	○
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設			①	②	○	○		○	○	○	○	○	①1,500m ² 以下かつ2階以下
量が少ない施設								○	○	○	○	○	○	②3,000m ² 以下
量がやや多い施設								○	○	○	○	○	○	
量が多い施設								○	○	○	○	○	○	

※1 本表は、用途制限の概要を示すものであり、すべての制限について掲載したものではない。

※2 農産物の生産、集荷、処理等又は貯蔵に供するもの（政令で定めるもの（著しい騒音を発生するもの等）を除く。）、であれば建築可能

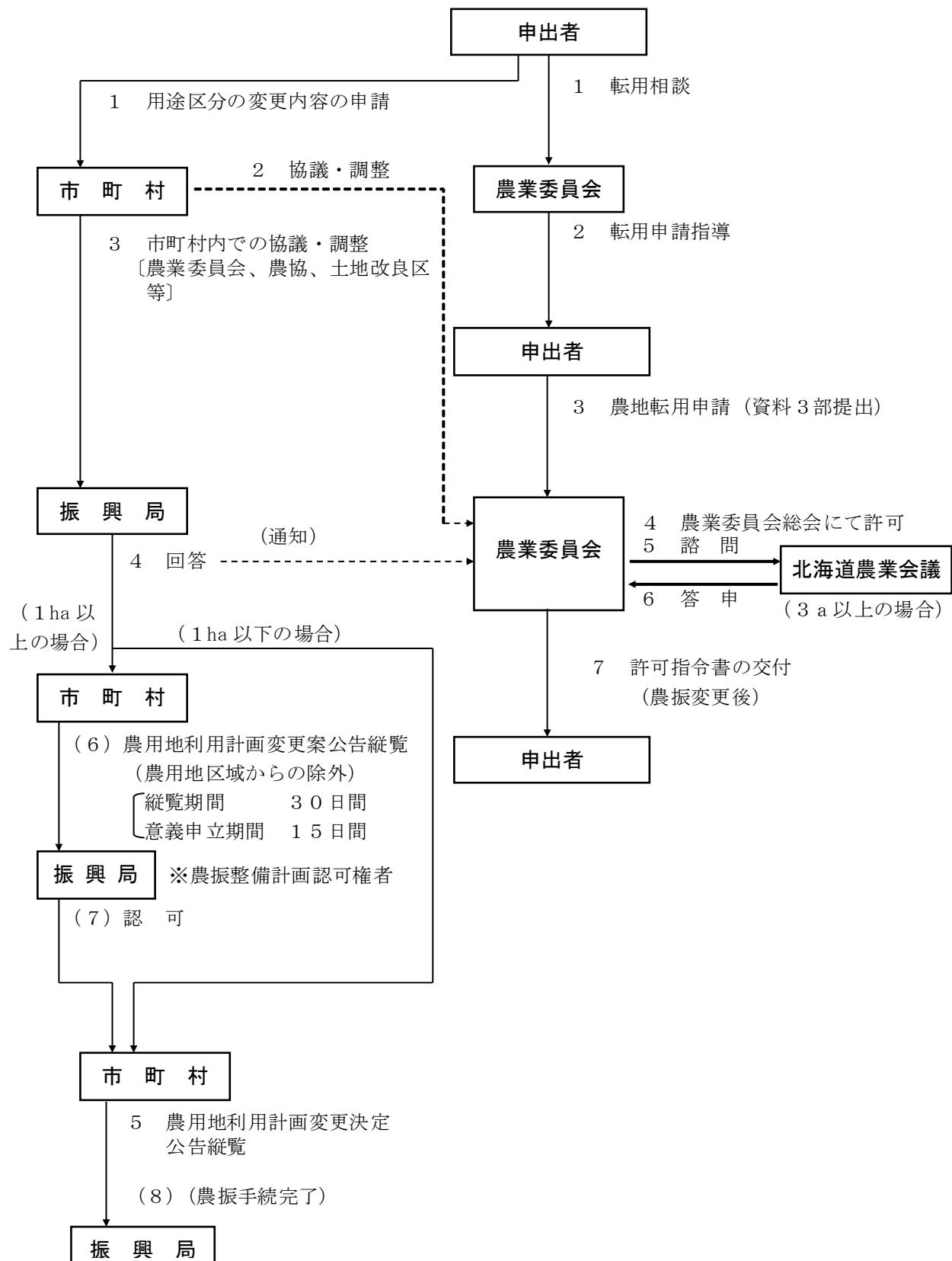
資料-2
(農林課農政担当)



No.2 [農用地区域用途区分変更・知事許可案件]

(農振法農用地区域用途区分変更手続)

(農地法転用許可手続)

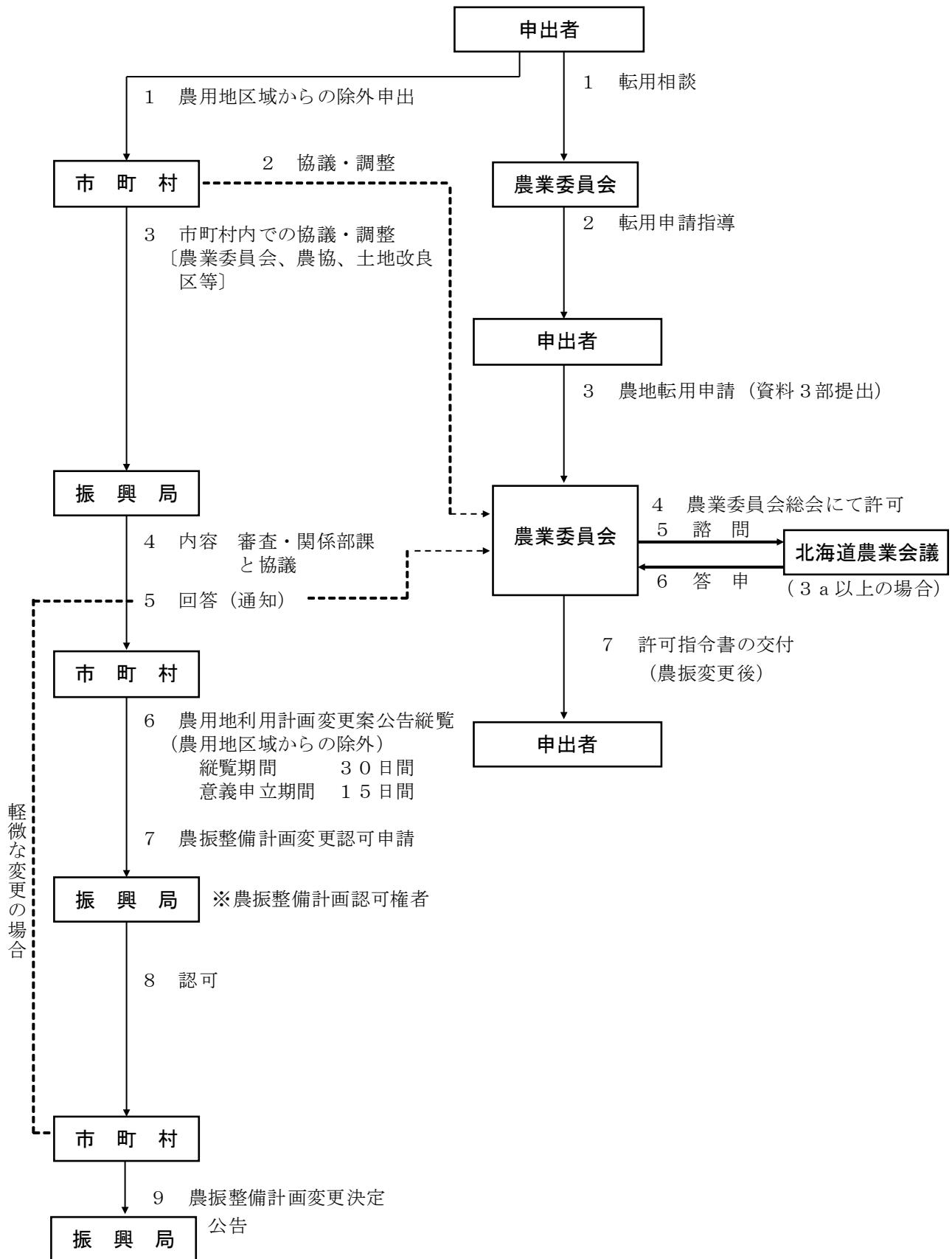


No.2 [農用地区域用途区分変更・知事許可案件]

No.3 [農用地区域除外・知事許可案件]

(農振法変更手続)

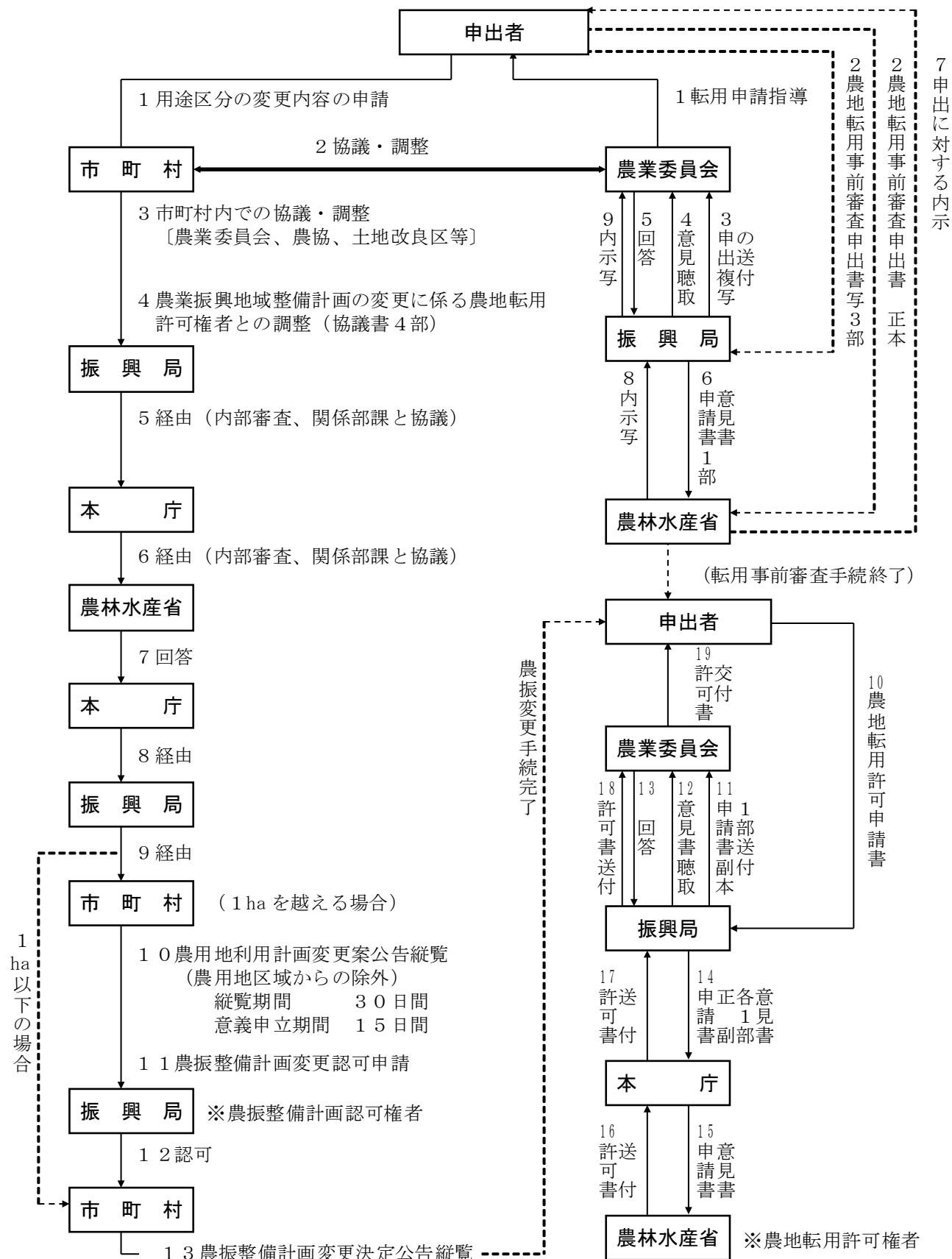
(農地法転用許可手續)



No. 4 [農用地区域用途区分変更・大臣許可案件]

(農振法農用地区域用途区分変更手続)

(農地法転用許可手続)

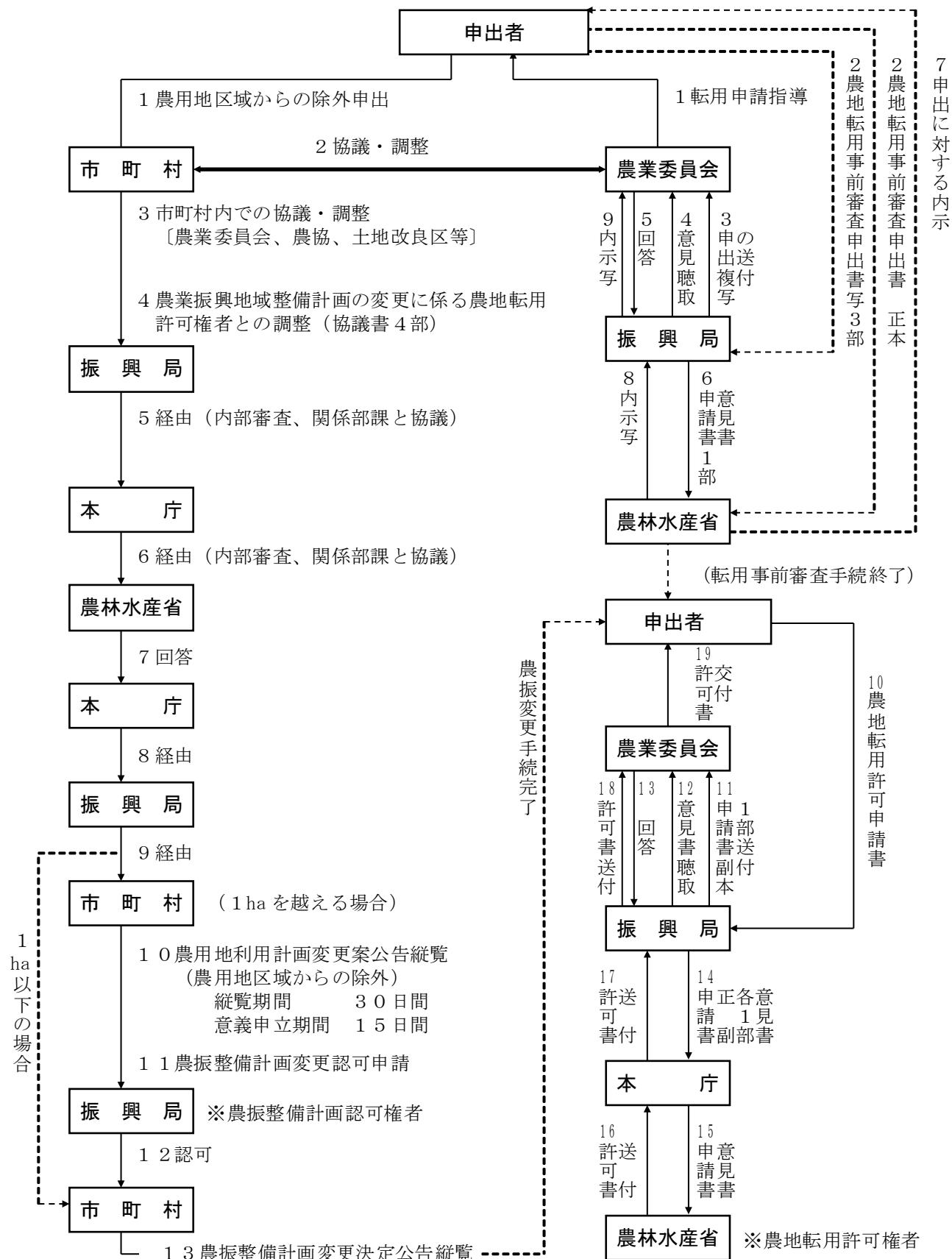


No.4 [農用地区域用途区分変更・大臣許可案件]

No.5 [農用地区域除外・大臣許可案件]

(農振法農用地区域用途区分変更手続)

(農地法転用許可手続)

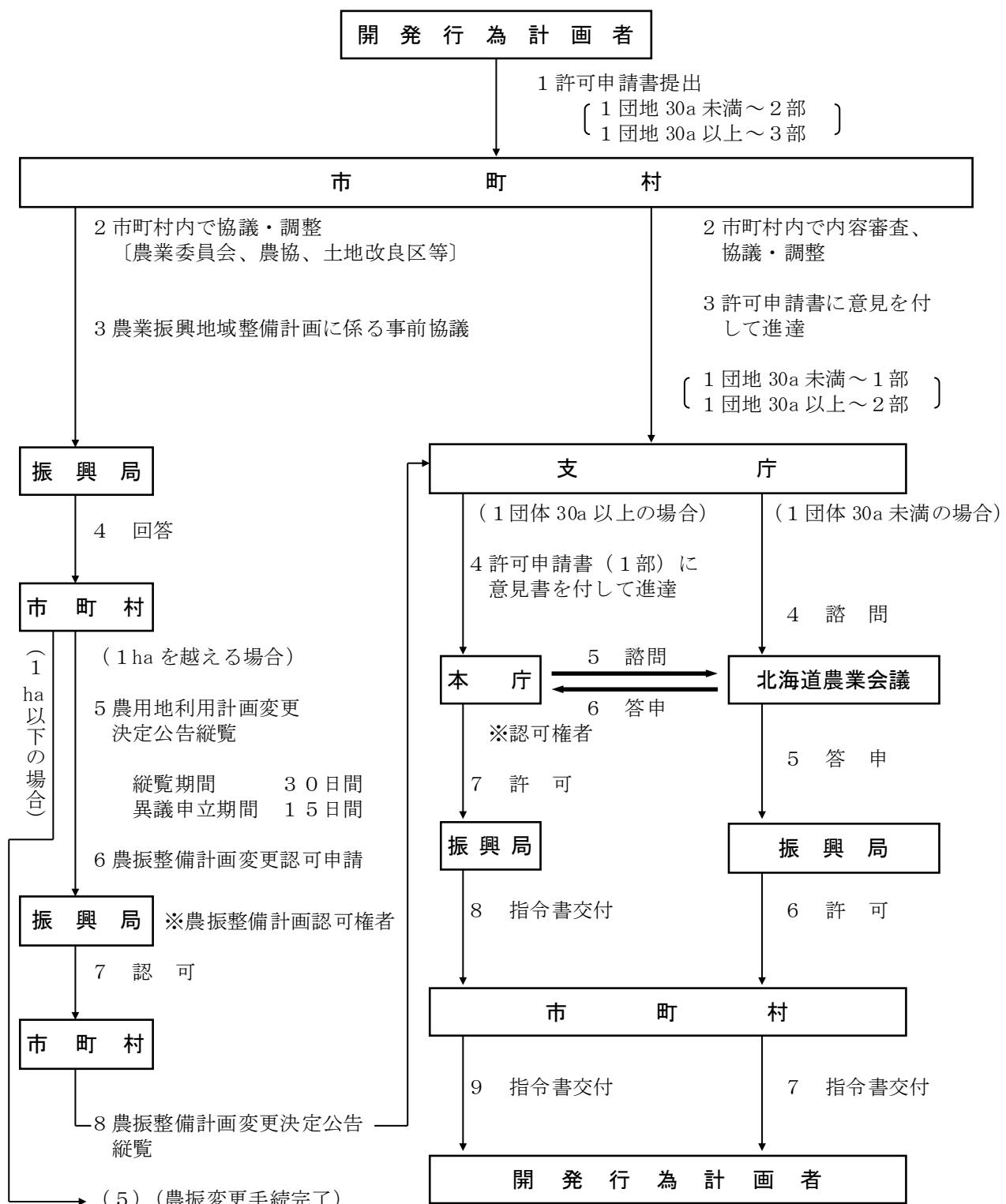


No.6 [農用地区域用途区分変更・開発許可案件]

(農振法農用地区域用途区分変更手続)

(農振法開発行為)

～法第15条の2～



大規模開発に関する埋蔵文化財等の規制について

根室市教育委員会
社会教育課

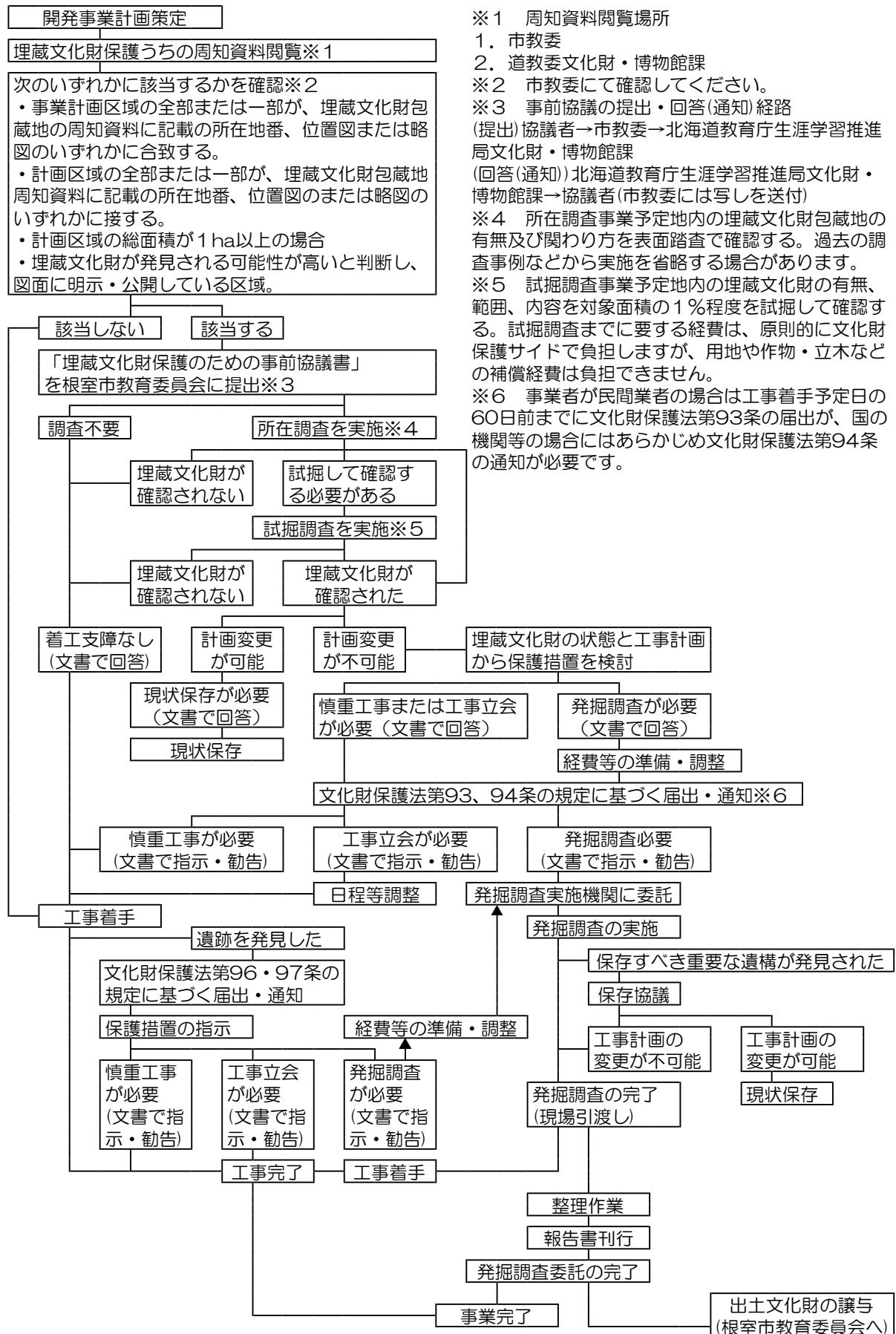
開発行為等規則関係事項一覧

対象物	箇 所	関係法令	内 容	備 考
埋蔵文化財	3 0 8	文化財保護法第6章 埋蔵文化財92条～108条	土地に埋蔵されている文化財について、調査・土木工事届出及び指示に関する法律	文化財マップ 参 照
国指定史跡	2 5	文化財保護法 第6章・第7章 埋蔵文化財92条～108条 史跡名勝天然記念物 109条～133条の4	指定・管理及び復旧・環境保全・保存のための調査に関する法律	文化財マップ 参 照 (西月ヶ丘遺跡、根室半島チャシ跡群)
国指定特別天然記念物	1	文化財保護法第7章 史跡名勝天然記念物 109条～133条の4	指定・管理及び復旧・環境保全・保存のための調査に関する法律	文化財マップ 参 照 (タンチョウ)
国指定天然記念物	1 1	文化財保護法第7章 史跡名勝天然記念物 109条～133条の4	指定・管理及び復旧・環境保全・保存のための調査に関する法律	文化財マップ 参 照 (落石岬のサカイツツジ自生地、オジロワシほか)
国指定登録有形文化財	4	文化財保護法 第3章第2節 登録有形文化財57条～69条	重要文化財以外の有形文化財で建造物であるもののうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるもの	文化財マップ 参 照 (明治公園サイロ3基、根室国後間海底電信線陸揚施設)

※ 希少動植物については、種の保存法に基づき保護対策が設けられている。

※ その他、学術的に貴重な動植物群の存在が確認されれば、保護指導をすることもある。

土木工事等に伴う埋蔵文化財保護の流れ



太陽光発電にかかる注意点

根室市建設水道部建築住宅課
建築指導担当

■ 計画段階で注意すること

- ① 附属施設（機械室等）で人が点検に入るスペースが存在する場合には、建築物（工作物ではなく）として扱われることがある。

※建設実施前に、建築基準法により規制される工作物であるか、規制除外工作物で確認申請を要しない工作物であるか事前に確認すること。

問合先：根室市建設水道部建築住宅課建築指導担当 (TEL 0153-23-6111)

■ 確認申請書の提出

工事の着工前に申請し、確認済証の交付を受けなければなりません。

高さ4mを超えるものが申請対象。種別：一般工作物

提出先は、受付窓口である根室市建設水道部建築住宅課建築指導担当に提出願います。

■ 確認申請書に添付する書類

- ・確認申請書 一般工作物用 正本・副本の2部
- ・手数料
- ・図面等

図書の種類	明示すべき事項	■完了検査申請
付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物	
配地図	縮尺、方位、敷地境界線及び申請に係る工作物の位置	
平面図又は横断面図	縮尺、主要部分の材料の種別及び寸法	
側面図又は縦断面図	縮尺、工作物の高さ並びに主要部分の材料の種別及び寸法	
構造詳細図 構造計算書	縮尺、主要部分の材料の種別及び寸法 応力算定及び断面算定	

書の提出

工事が完了したときは、検査を申請しなければなりません。

提出先は、受付窓口である根室市建設水道部建築住宅課建築指導担当に提出願います。

■ 完了検査申請書に添付する書類

- ・完了検査申請書 1部
- ・手数料

国住指第4936号
平成23年3月25日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて

貴職におかれましては、建築基準法の円滑な施行に向けた取組みにご尽力いただきておりますことを感謝申し上げます。

建築基準法施行令（昭和25年11月16日政令第338号。以下「令」という。）の一部を改正する政令を平成23年3月25日に閣議決定し、太陽光発電設備等を建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号。以下「法」という。）が適用される工作物から除外する改正（令第138条第1項の改正規定）に関しては平成23年10月1日から施行することとなりました。

本改正に係る細目、土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い及び建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱いについて、下記のとおり通知しますので、適切な業務の推進に努められますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

第1 太陽光発電設備の法が適用される工作物からの除外について

法の規制の対象となる工作物から、他の法令の規定により法の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定するものを除くものとする（令第138条第1項）。当該指定については、本改正規定が施行される平成23年10月1日までに行う予定であり、現行の規定により適用が除外されている「架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用」の柱に加えて、電気事業法第2条第1項第16号の電気工作物である太陽光発電設備を指定する方針である。

第2 土地に自立して設置する太陽光発電設備の取扱い

土地に自立して設置する太陽光発電設備については、太陽光発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、法第2条第1号に規定する建築物に該当しないものとする。

第3 建築物の屋上に設置される太陽光発電設備等の建築設備の高さの算定に係る取扱い

建築物の屋上に設置する太陽光発電設備等の建築設備については、当該建築設備を建築物の高さに算入しても当該建築物が建築基準関係規定に適合する場合にあっては、令第2条第1項第6号ロに規定する「階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分」以外の建築物の部分として取り扱うものとする。

国住指第1949号
平成23年9月30日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして
国土交通大臣が指定する工作物を定める件の施行について
(技術的助言)

平成23年3月30日に公布した建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第46号）が同年10月1日から施行される（一部は同年5月1日に施行済）ことを受け、今般、建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する工作物を定める件（平成23年国土交通省告示第1002号）を定め、同年10月1日から施行することとした。

本告示の施行により、「太陽光発電設備等に係る建築基準法の取扱いについて」（平成23年3月25日付け国住指第4936号国土交通省住宅局建築指導課長通知）により通知したとおり、従来から建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の適用が除外されている「架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用」の柱に加えて、「太陽電池発電設備（電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物であるものに限る。）」についても、法の適用が除外されることとなるのでご留意願いたい。

貴職におかれでは、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方をお願いする。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

国住指第1152号
平成24年7月4日

各都道府県
建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

既存建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力頂き、感謝いたします。

今般、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）における指摘を踏まえ、建築物の屋上に設置する太陽電池発電設備に係る建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の取扱いを明確化する観点から、下記のとおり通知しますので、制度の運用にあたりご留意願います。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願ひいたします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

- 1 建築物の屋上に当該建築物に電気を供給するために設置する太陽電池発電設備については、法第2条第3号に規定する建築設備に該当し、設置後の建築物（当該太陽電池発電設備を含む。）は建築基準関係規定に適合する必要がある。
- 2 建築物の屋上に架台を取り付け、その上に設置する太陽電池発電設備のうち、太陽電池発電設備自体のメンテナンスを除いて架台下の空間に人が立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供しないものについては、法第2条第5号に規定する主要構造部に該当せず、また、既存建築物の屋上に架台を取り付け、その上に太陽電池発電設備を設置する行為は、法第2条第13号に規定する増築には該当しないため、法第87条の2に規定する場合を除き、当該行為に当たって建築確認は不要である。

大規模開発に関する環境保全等の規制について

根室市市民生活部市民環境課
環境衛生担当

1. 公的な法制限

(1) 騒音規制法

根室市では騒音規制法に基づく指定地域を設定しています（昭和48年3月10日）。この指定地域内では、騒音に係る環境基準及び特定工場等から発生する騒音の規制基準が設定されています。

環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として、行政上の目標として設定しています。

規制基準は、特定工場等から発生する騒音、建設工事に伴って発生する騒音、自動車騒音に係る許容限度等が定められており、個別的な対応となります。

太陽光発電施設に関しては、法律に定める騒音発生施設に該当しないことから規制基準の適用を受けないため、発生する音については環境基準を守るよう指導することとなります。

騒音指定地域内でくい打ち作業など特定建設作業を行う場合は、特定建設作業実施届出が必要となります。

(2) 振動規制法

基本的には騒音規制法と考え方は一緒です。太陽光発電施設に関しては振動の発生は少ないことから問題はないと考えます。

ただし、振動指定地域内でくい打ち作業など特定建設作業を行う場合は、特定建設作業実施届出が必要となります。

※騒音・振動の指定地域につきましては、北海道が運営する「騒音・振動・悪臭規制地域マップ（騒音・振動・悪臭に係る規制地域図データシステム）」をご覧ください。

騒音・振動・悪臭規制地域マップ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/khz/146090.html>

(3) 北海道公害防止条例・根室市公害防止条例

北海道公害防止条例では指定地域以外での騒音・振動発生施設を有する場合には届出の対象となります。また、根室市公害防止条例では根室市全域に設置する騒音又は振動発生施設について届出の対象となります。

しかし、太陽光発電施設に関しては北海道公害防止条例及び根室市公害防止条例においては届出の対象施設とはなっていません。

ただし、指定地域以外の地域でくい打ち作業など特定建設作業を行う場合は、北海道公害防止条例に基づく特定建設作業実施届出が必要となります。

太陽光発電施設設置に係る公的な法制限

法 規	内 容
騒音規制法	<ul style="list-style-type: none"> 騒音指定地域の指定あり。 届出対象外施設である。 施設設置にあたり規制される基準はない。ただし、騒音については環境基準を守るよう指導する。 特定建設作業を行う場合は届出が必要。（市町村長に届出）
振動規制法	<ul style="list-style-type: none"> 振動指定地域の指定あり。 届出対象外施設である。 施設設置にあたり規制される基準はない。 特定建設作業を行う場合は届出が必要。（市町村長に届出）
北海道公害防止条例	<ul style="list-style-type: none"> 騒音指定地域、振動指定地域以外の地域の騒音・振動発生施設及び特定建設作業について届出が必要。 届出対象外施設である。 施設設置にあたり規制される基準はない。 特定建設作業を行う場合は届出が必要。（市町村長に届出）
根室市公害防止条例	<ul style="list-style-type: none"> 根室市全域の騒音・振動発生施設について届出が必要。 届出対象外施設である。 施設設置にあたり規制される基準はない。

騒音に係る環境基準

地域の 類型	地 域 の 状 況	基準値（等価騒音レベル）	
		昼 間	夜 間
AA	特に静穏を要する地域	50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

(道路に面する地域)

地 域 の 区 分	基準値（等価騒音レベル）	
	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び、C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(備考) 車線とは、一縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帶状の車道部分をいう。

(道路に面する地域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値)

基 準 値 (等 価 騒 音 レ ベ ル)	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考　個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

※騒音に係る環境基準当てはめ地域等（平成11年4月1日 道告示第532号）

1 道路に面する地域以外の地域（一般地域）

類型	騒音規制法に基づく指定地域	昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）		
C	第3種区域及び第4種区域	60デシベル以下	50デシベル以下

2-イ 道路に面する地域

類型	騒音規制法に基づく指定地域	車線	昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
A	第1種区域及び第2種区域（都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	2車線以上	60デシベル以下	55デシベル以下
B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）	2車線以上	65デシベル以下	60デシベル以下
C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

2-ロ 道路に面する地域（幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値）

昼間（6～22時）	夜間（22～6時）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

- (注) 1 基準値は等価騒音レベル (L_{Aeq})
- 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とすること。
- 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とすること。
- 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とすること。
- 5 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）等
- 6 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲が特定される。
- ・ 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - ・ 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

特 定 建 設 作 業 に 係 る 届 出 一 覧

騒音規制法	振動規制法	北海道公害防止条例																								
<p>【届出対象】騒音規制指定地域内で下記特定建設作業を行う場合 【対象外】作業が1日で終わる場合</p> <p>【特定建設作業の種類】</p> <ol style="list-style-type: none"> くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る） 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものにあっては、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る）を使用する作業 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る）を使用する作業 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る）を使用する作業 <p>【届出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業開始日の7日前まで、根室市長に届け出る。 災害その他非常事態により緊急に行う場合はこの限りでない。 	<p>【届出対象】振動規制指定地域内で下記特定建設作業を行う場合 【対象外】作業が1日で終わる場合</p> <p>【特定建設作業の種類】</p> <ol style="list-style-type: none"> くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業 剛球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る） プレーカー（手持式のものを除く）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る） <p>【届出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業開始日の7日前まで、根室市長に届け出る。 災害その他非常事態により緊急に行う場合はこの限りでない。 	<p>【届出対象】騒音規制指定地域外で下記特定建設作業を行う場合 【対象外】作業が1日で終わる場合</p> <p>【特定建設作業の種類】</p> <ol style="list-style-type: none"> くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る） 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、原動機の定格出力が15kw以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） <p>【届出方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業開始日の7日前まで、根室市長に届け出る。 災害その他非常事態により緊急に行う場合はこの限りでない。 																								
<p>【騒音・振動の規制基準】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">基準値</th> <th colspan="2">作業時間</th> <th colspan="2">1日当たりの作業時間</th> <th rowspan="2">作業期間</th> </tr> <tr> <th>第1号区域</th> <th>第2号区域</th> <th>第1号区域</th> <th>第2号区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>騒音規制法</td> <td>85 db</td> <td>午後7時から午前7時までの間は行わないこと</td> <td>午後10時から午前6時までの間は行わないこと</td> <td>10時間を超えて行わないこと</td> <td>14時間を超えて行わないこと</td> <td>連続6日を超えないこと（日曜日その他の休日でないこと）</td> </tr> <tr> <td>振動規制法</td> <td>75 db</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	基準値	作業時間		1日当たりの作業時間		作業期間	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域	騒音規制法	85 db	午後7時から午前7時までの間は行わないこと	午後10時から午前6時までの間は行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続6日を超えないこと（日曜日その他の休日でないこと）	振動規制法	75 db						<p>※第1号区域とは指定地域のうち第1種区域と第2種区域（振動にあっては第1種区域）の全域及び第3種区域と第4種区域（振動にあっては第2種区域）のうち、次の施設の敷地の周囲80mの区域内</p> <p>①学校教育法に規定する学校、②保育所、③病院・診療所等、④図書館、⑤特別養護老人ホーム</p> <p>※第2号区域とは指定地域のうち上記以外の区域</p>
区分			基準値	作業時間		1日当たりの作業時間		作業期間																		
	第1号区域	第2号区域		第1号区域	第2号区域																					
騒音規制法	85 db	午後7時から午前7時までの間は行わないこと	午後10時から午前6時までの間は行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続6日を超えないこと（日曜日その他の休日でないこと）																				
振動規制法	75 db																									